各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長 (公印省略)

消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件等の公布について

「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件」(平成27年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」(平成27年消防庁告示第3号。以下「3号告示」という。)、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成27年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。)、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」(平成27年消防庁告示第5号。以下「5号告示」という。)、「加圧送水装置の基準の一部を改正する件」(平成27年消防庁告示第6号。以下「6号告示」という。)が平成27年3月16日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成27年総務省令第10号。以下「改正省令」という。)の施行に伴い所要の規定の整理を行うほか、消防機関へ通報する火災報知設備に係る点検基準等を改正するとともに、加圧送水装置の基準を改正するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項

第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部改正に関する事項(2号告示及び3号告示関係)

改正省令の施行に伴い、条項等番号の整理を行ったこと。

第二 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件及び消防用設備等の点検の基準及び 消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部改正に関する事 項(4号告示及び5号告示関係)

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号)において、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(6)項口、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが義務付けられたことに伴い、消防機関へ通報する火災報知設備に係る試験結果報告書の様式、点検基準及び点検票の様式において、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する場合に係る項目を追加したこと。

第三 加圧送水装置の基準の一部改正に関する事項(6号告示関係)

低圧トップランナーモータに係るJIS規格が制定されたこと等に伴い、所要の規定の整理を行ったこと。

第四 施行期日

これらの告示は平成27年4月1日から施行することとしたこと。

第五 経過措置

消防機関へ通報する火災報知設備に係る試験結果報告書及び点検票の様式は、平成27年9月30日までの間は従前の例によることができることとしたこと。(4号告示及び5号告示関係)

○消防庁告示第二号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び

第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件(平成十四年消防庁告示第七号)の一 部を次のよ

うに改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

「第六項第三号」を「第七項第三号」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(傍線部分は改正部分)○ 消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件(平成十四する件 新旧対照表 消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正 消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正 消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正 (方式)

煙各項 一上階第消	
・二(略)・二(略)の一及び二に該当するものとす有効な開口部で、次の一及び二に該当するものとす又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放三号ハ及び第七項第三号の屋内避難階段等の部分は防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二	改正案
とする。 とする。 推り とする。 非の が は、 を り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	
一・二 (略) 煙上有効な開口部で、 各階又は各階の中間の 可第三号ハ及び第六項 消防法施行規則第四	
次の一及び二に該部三号の屋内避難にいる。	現行
当するものとする。発性段等の部分は、階段のがは、階段の部分は、階段のがある。	

○消防庁告示第三号

消防法施 **紀行規則** (昭和三十六年自治省令第六号)第二十八条の二第二項第四号の規定に基づき、 誘導灯及

び誘導標 識 の基準 (平成十一年消防庁告示第二号)の一 部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第一中「第二項第四号」を「第二項第五号」に改める。

第三の二中「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十八条の二第二項第五号」に改める。

第四中「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十八条の二第二項第五号」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

・第六 (略) ・第六 (略) ・第六 (略) ・第六 (略) ・第二十八条の二第二項第五号及び第二十八条の三第四項規則第二十八条の二第二項第五号及び第二十八条の三第四項非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件)を五 (略)	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	改 正 案
・ \ す十規 \ \ \$ り第三る号則非五で 六 この第常 な	上す上た号第置 三識二第「告旨」のるのめの二及通 の及四規示	現行

○消防庁告示第四号

消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の三第五項の規定に基づき、 消防用設備等試

験結果報告書の様式を定める件 (平成元年消防庁告示第四号)の一 部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

別記様式第十四を次のように改める。

													Ć.
			消防	方機関	へ通幸	段する!	火災報	日知設備	带試	検結果報	告書		
								試馬) 美国	 色日	年	三月	日
					言	大験実 が	施者						
						住	所						
						ŕ						r:	П
	途	(- 石		氏	名					F	<u> </u>
風べ 延べ		()	項	•		m^2	階 数		 地上	 階	地階	階
火		製			品			10 %			111		111
<<<		造			名					設置場所			
災通		者 名			型式					自動火	 数 知 :	設備連動	有・無
報					数署	 :場所	(1)		(2)		3)	11 2/4
装		遠隔	起動装	置等	(個数		(4)			5)		6)	
置	<u>.</u>	選択位	信号送出	出方式	DP	方式(1 0 P	PS,	2 0	P P S) •	PB方	式	
その)他												
	試	E	<u></u> 験	項	目			種	别 •	容量等	争のす	<u></u>	結身
			設 置	i	置場								
		本	場所等	周囲(り状況・						_		
	火	4	構		置生性								
外	災			 扱							_		
	/玄		予	備	ᇤ	等							
	通	体	電常		電	源				V			AH
観	報			備 源 設		<u>別</u> 伏 況	NiCd	• -	その化	<u>fi</u> (_)
	装	遠		設	置場								
	置	隔起	設 置場所等	周囲(つ状況・								
試		動装		設	置址						_		
		遠隔起動装置等		造 · 扱 表	1-1-								
		発		置場									
験	そ	信	操	1		部	床面等	等からの	の高さ	2			m
	の	機		造 •	1-1-	-					_		
	他	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	予煙	備	品	等					_		

	試	E	験	項		目		種	別	•	容	量	等	0)	内	容	結果
			+7 =4		動	起動為	装 置				_						
		通	起態機能		動	起動相	幾 能										
			130		隔	起動	装 置										
		報	※	憂 先	: 通	報 機	後 能										
		試	※ ì	重 報	頭	出しれ	幾 能										
		験	手動	起動	装品	置優先	機能										
	火	心大	蓄積	音	声(情報 核	幾能				_						
機	,,,		₩ Ī	耳 呼	び	出し村	幾能				_						
122	災					防機関側											
	\ 		>マニイ L/k	110 AA	0	呼返し	状況										
	通	*	通話機 (特定			応答時の											
能	40	通	通報		継												
	報	~=	を除く。)	切												
	\ 	話				話中断					_						
試	装					返し:											
μ~ν		試	通話機	能等		ンズフリ への移行											
	置		(特定			替业											
		験	通報装	置に	_	新回線 <i>0</i>											
験			限る。)		北		フ 休 1寸 況										
			モニ	= ;	タ		能										
		電源	電源	の旨	自動	切 替											
		電源試験	電				圧									V	
		NO.	押し	受	信	完 了 「	時間									sec	
	そ	作動	ボタン	音	響装	置の作動	协状況				_						
	の 他	試験	連動			完了!										sec	
	,_	1000	起動機能	音	響装	置の作動	動状況										
使用	試験	装置						1									
/ -11-	通報!	 为容:															
備	~= K1	, n															
考																	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の試験は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合している旨の表示が付されているものにあっては、省略できる。
 - 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 4 配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 5 総合操作盤が設けられているものにあっては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

2

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

結果報告書の様式を定める件別記様式第十四の規定にかかわらず、 平成二十七年九月三十日までの間は、

消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書の様式は、この告示による改正後の消防用設備等試験

なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第五号

消 防 法施 行 規則 \mathcal{O} 規定に基づき、 消防用設備等又は特殊消防用設備等の種 類及び点検内容に応じて行う点

検の 期間、 点検 の方 法並 びに点検 \mathcal{O} 結果に つい て の報告書 0 様式 を定 んめる件 平 -成十六 年消 防庁 告示第九号

第二 及び 第四 0) 規 定に基 一づき、 消防 用設 備 等 \mathcal{O} 点 検 \mathcal{O} 基 準 皮 T 消 防 用 設 備 等点検 結 果 報 告 書 に 添 付 する点

検票の 様式を定め る件 (昭 和 五. 十年 消 防庁告示第十四号) の <u>ー</u> 部を次 のように改正 する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

別表第十三(1)イ)がを次のように改める。

勋 起動機能

a 手動起動装置

起動信号の送出の状況が正常であること。

6 連動起 動機能 (自動火災報知設 徧 $rac{1}{2}$ 連動す る火災通報装置に限る。

起動信号の送出の状況が正常であること。

別表第十三(1)イ中(3)をでに、 **から
りまでを
回から
りまで
に改め**、 (のの次に次のように加える。

0) 手動起動装置優先機能

連動起動機能に優先して手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出することができること。

別表第十三(2)ア(かを次のように改める。

- (f) 機能
- a 押しボタンを操作したときに確実に作動すること。
- р 連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。) によ
- り起動したときに確実に作動すること。

別記様式第十三を次のように改める。

別記様式第13 (その1)

					消	防機	関へ通	報	する	火災報	知記	设備点	点検	票						
名		称												防 管理	火 里者					1
所	:	在												立会						(E)
点	検系	重別	7	幾	器	点标	倹年月 日	3		年	月	F	∃~		年		月	日		
			資格	. :	番号	点	検む	<u></u>	社名					TEI						
点	検	者	氏名		(1)	所		· 注	住所											
		点	、検	項	目	•	在即	ابر	点	検		結	果			جـابر	措	置	内	容
							種別 機		ド量等の 器	クPY容 点	判	定 検	不	良	内	容				
		外				形	1755		110			1天								
	予	表				 示														
	備	結		 泉	 接	 続														
	電	電				圧				V										
	源	切		<u></u>	装	置														
		充		<u></u>	装	置														
火		周	囲	0)	状	況														
		外				形														
災	4	表				示														
	本	ヒ	ユ	_	・ズ	類				А										
通		予	Í	前		等														
報		扫垂	機能	手重	助起動為	装置														
十八		起到	小灰肥	連重	助起動村	幾能														
装		優	先	通	報機	能														
		通	報	頂 出	し機	能能														
置		手具	動起重	助装制	置優先	幾能														
		蓄	積 音	声	情報機	と 能														
		再	呼	出	し機	能														
	体	沼丰	機能等		幾関側からの															
		(特)	定火災		答時の通幸															
		理報	装置を	切		替														
				通話	中断時の阿	呼返し														

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第13

		通話機能等	ハンズフリー通話	への移行						
	本	通話機能等 (特定火災 通報装置に 限る。)	切	替						
火災	本体	限る。)	電話回線の)保持						
火 通		モニ	ター機	能能						
報	诗	周 囲	の状	況						
装置	隔起	外		形						
<u> </u>	遠隔起動装置	表		示						
	置	機		能						
		周 囲	の状	況						
消防機	発	外		形						
関へ	信	1/1/	押しボ	タン						
通報	機	機能	連動起動	機能						
消防機関へ通報する火災報知設備	17交	結	 線 接	続						
八 災 報	標	177 AM 117	外	形						
知設		標識板	常 夜	灯						
備	識	標	識	灯						
備考										
測	機	器名	型式	交正年月日	製造者名	機岩	居 名	型式	校正年月日	製造者名
定										
機器										
нп										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

消防機関へ通報する火災報知設備点検票の様式は、

2

及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十三の規定にかかわらず

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準

平成二十七年九月三十日までの間は、 なお従前の例によることができる。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件

(昭和五十年消防庁告示第十四号)

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc

別表第13 機器点検 (1) 次の事項について確認すること。 (ア) く (オ) (‡) • 火災通報装置 (ケ) (力) 本体 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準 b (略) (力) 手動起動装置優先機能 起動機能 置に限る。) 連動起動機能に優先して手動起動装置の操作による蓄積音 連動起動機能 手動起動装置 起動信号の送出の状況が正常であること。 起動信号の送出の状況が正常であること。 (略) (略) 改 (自動火災報知設備と連動する火災通報装 正 案 別表第13 機器点検 (1)次の事項について確認すること。 (ア) く (オ) (力) 火災通報装置 (+) 本体 (新設) 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準 (略) 起動機能 起動信号の送出の状況が正常であること。 (略) 現 行

声情報を送出することができること。

(a) (b)

略)

ウ (略)

消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)

(2) ア 発信機

(ウ) 機能

(7) (1) 略)

a

連動起動機能(自動火災報知設備と連動する消防機関へ

b

実に作動すること。

略)

(略)

イ

(エ)

押しボタンを操作したときに確実に作動すること。

通報する火災報知設備に限る。)により起動したときに確

(I)

1

(略)

押しボタンを操作したときに確実に作動すること。

(ケ) 〜 (ス) (略)

ウ (略)

(2) ア 発信機 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)

(ア) (イ) 略)

(ウ) 機能

○消防庁告示第六号

消 防 法施 行 規則 (昭和三十六年自治省令第六号)第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、 加圧送水装置

 \mathcal{O} 基 準 平 成 九年 消 防 庁 告示第八号) \mathcal{O} 部 を次のように改正 する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第五 第一号六中 「B二三〇八 (ステンレ ス 鋼製ねじ込み式継手)」 を 「B二三〇八 (ステン ス 鋼 製 ね U

込み式管継 手)」 に 改め、 同第五号(一イ中「 $\widehat{}$ 般 用 低 圧三相、 かご形 誘導 電 動 機) _ 0) 次に 一、 J Ι S C 兀

二一三 (低圧三相 かご形誘 導 電 動機 -低圧ト ップランナー モー タ) を加え、 「社団法人」 を 般社 団法

を除く。)及び水中電動機」に改める。

に、

 $\widehat{\Xi}_{\mathrm{K}}$

V

·級) _

を

 $\widehat{\Xi}_{k}$

級)

に改め、

同 号 (一)

口中

水中電

動機」

を

(イに掲げる

もの

第六第一 号 (五) イ 中 J Ι SC八三七 \bigcirc (配配) 配 線 用 遮 断 器) に適 合する 遮断器」 を J Ĭ SC八二〇一—二—

(低圧 開 閉 装 置 及 び 制 御 装置 第二— 部 口 路 遮 断器 **配** 線 用 遮 断 器 及 びその 他 0) 遮 断 器)) **(**) 属 書

(規定) J I SC六〇三六四建築電気設 備規定 対応形 回路 遮断 器) を除く。 以下同 ľ 又は J I S C

八二一一(住宅及び 類似設備用 配線用 遮断 器 附 属 書 (規定) (JISCO三六四]建築電 気設備規定対

応形配線用遮断器)を除く。以下同じ。)に適合する遮断器」に改め、 「JISC八二〇一一二一一若しくはJISC八二一一」に改め、 同号六二八中 同号五口中「JISC八三七〇」を 「停止した」 を「作る 動 した

型圧力計―第一部:ブルドン管圧力計)」に改める。

に改め、

同第八号中

J I

SB七五〇五

(ブルドン管圧力計) 」

を

「JISB七五〇五―一(アネロ

イド

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

 \bigcirc

(平成九年消防庁告示第八号)

加圧送水装置の基準の一

部を改正する件

新旧対照表

七~九(略)	1. 3. (各) 七/~九 (略)
こと。	こと。
る ステンレス鋼製ねじ込み式継手)に適合するもの)である	ステンレス鋼製ねじ込み式管継手)に適合するもの)である
() 、B二三○二(ねじ込み式鋼管製管継手)又はB二三○八(、B二三〇二(ねじ込み式鋼管製管継手)又はB二三〇八
) 管フランジ)、B二三〇一(ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)	管フランジ)、B二三〇一(ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)
製 JISB二二二〇(鋼製管フランジ)、B二二三九(鋳鉄製	JISB二二二〇(鋼製管フランジ)、B二二三九(鋳鉄製
、 もの(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、	もの(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、
る フランジ)又はB二二三九(鋳鉄製管フランジ)に適合する	フランジ)又はB二二三九(鋳鉄製管フランジ)に適合する
管 項の日本工業規格をいう。以下同じ。)B二二二〇(鋼製管	項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B二二二〇(鋼製管
一	業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一
	六 ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、JIS(工
(一) (略)	(一~五(略)
ポンプの構造は、次に定めるところによること。	ポンプの構造は、次に定めるところによること。
一 ポンプの構造	一 ポンプの構造
ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。	ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。
第五 ポンプ方式の加圧送水装置	第五 ポンプ方式の加圧送水装置
現 行	改 正 案

五. 電 動 機

ポ プの 電 動 機 は、 次に定めるところによること。

電 動 機 0) 構 造

イ 単 交流 相 誘導 誘導 電 1動機) 電動 機にあ J I S C 四 二 一 つ て は、 J Ι \bigcirc S C四二〇三 (一 $\widehat{}$ 般用低圧

般

用

相

か

単

相

誘導

電

動

機

J I

S C 四二一〇

 $\widehat{}$

般用

低压三

相

か

誘

形 誘導 電 動 機) J Ι S C 兀 低低 圧 相 か 形

日 導 電 本 電 動 機 機工業会規格 低圧トッ プランナー (以 下 J Е モー M タ という。 又は一) 一 三 八 般社団法

(高 圧 $\widehat{\Xi}_{k}$ 級) 三相かご形誘導電 動 機 (一般用 F

種

0 特 相 性 巻線 及び 騒音 形 誘 導 レベ 電 ル 動 機 に適合するも 三 相 誘 導 電 動 のであること。 機 (イに掲げるも

口

0

を除く。

及

び

水中

電

動

機

にあ

0

7

は

イ

に準じたも

であること。

5 \vdash (略)

五. の 二 ・ $\left(\frac{1}{\zeta}\right)$ (四) 六 (略) (略

第六 ポ ンプ方式 付属装置等 0 加 圧 送水装置 0) 付

る。 のにあって ただし、 は、 特 第五号及び第七号 定 施 設 水道連結型 ースプリ 属装置等 \mathcal{O} 規 定 は、 ンクラ は、 適 用] 次によるものとす し 設 以備に用 ない。 るも

制 御

制 御 盤 は、 次に定めるところによること。

> 五 電 動 機

ポ ン プの 電 動 機 は、 次に定めるところによること。

電 動 機 \mathcal{O} 構 造

イ 交流 誘 導 電 動 機 に あっては、 JISC四二〇三(一 般

法人

形 誘導 電 動 機

日 本 電 機 工 業 会規格 以 下 Ј Е \mathbf{M} 」という。)一三八 又は社団

高 圧 $\widehat{\Xi}_{K|V}$ 級) 三相かご形誘導電動機 (一般用F

種

0 特 性 及び 騒 音レ ベ ル に適合するものであること。

口 相 巻 線 形 誘 導 電 動 機、 三相誘導電動

で あること。

にあっては、

イに準じたも

機

水中電

動

機

5 \vdash 略

(<u>__</u>) (四) (略)

五. の 二 ・ 六 略

第六 付属装置等

ポ ンプ方式 \mathcal{O} 加 圧 送水装置の付属装置等は、 次によるものとす

る。 にあって ただし、 は、 特 第 五 定施 一号及び 設 水道 第七号 連 |結型スプリンクラー の規定は、 適 用しない。 設備に用い

制 御 盤 0

制 御 盤 は、 次に 定めるところによること。

(イ・ロ (略)	装置
装置	ニ 次に適合する呼水槽減水警報装置及び電動機過電流警報
ニ 次に適合する呼水槽減水警報装置及び電動機過電流警報	イ〜ハ(略)
イ〜ハ(略)	すること。
すること。	の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示
の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示	六 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置
六 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置	ハ・ニ(略)
ハ・ニ(略)	0
	SC八二一一に準じた素子なし配線用遮断器を設けること
定する遮断器又はJISC八三七〇	定する遮断器又はJISC八二〇一―二―一若しくはJI
ロ 低圧制御盤内において電路を分岐しない場合は、イに規	ロ 低圧制御盤内において電路を分岐しない場合は、イに規
を設けること。	遮断器を設けること。
	定対応形配線用遮断器)を除く。以下同じ。)に適合する
)(附属書一(規定)(JISC○三六四建築電気設備規
	又はJISC八二一一(住宅及び類似設備用配線用遮断器
	築電気設備規定対応形回路遮断器)を除く。以下同じ。)
	の遮断器))(附属書一(規定)(JISC六〇三六四建
器	装置―第二―一部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他
ごとにJISC八三七○(配線用遮断器)に適合する遮断	ごとにJISC八二〇一―二―一(低圧開閉装置及び制御
イ 低圧制御盤内において電路を分岐する場合は、当該電路	イ 低圧制御盤内において電路を分岐する場合は、当該電路
五 制御盤内に設ける開閉器及び遮断器は、次によること。	知御盤内に設ける開閉器及び遮断器は、次によること。
() ~ 四 (略)	() (略)

(ハ)(イ) 動 機 的 (口) 力装置を起動させることができるものにあっては、 過電流警報装置を作動したときにこれと連動して非常 に停止させる機能を有しないものであること。 非常動力装置をポ 作動した場合において、これと連動して電動機を自動 (略)

ンプに付置

した場合において、

電動

ただし

の限りでない。

(七)・八(略)

二~七 (略)

圧力計及び連成計

ポ ンプの圧 力計及び連成計 は、 J Ι S В 七五〇 Ŧ. (アネ

これと同等以 の精度を有するものであること。 口

1

ド

-型圧力計-

第

部

ブ

ル

ド ン管

上圧力計)

0)

一・六級又は

管 圧

力計

九 · + 略

> 機過電 動力装置を起動させることができるものにあっては、こ 的 非常動力装置をポンプに付置した場合において、電 に停止させる機能を有しないものであること。ただし 停止した場合において、これと連動して電動機を自 流警報装置を停止したときにこれと連動して非常

(七) · (八) (略)

の限りでない。

二~七 (略)

圧力計及び 連 成 計

ポンプの 圧 力計及び 連成計 は、 Ι S В 七 五〇五 (ブルドン

六級又は

これと同等 以 上 0) 精度を有するものであること。

九 • 十

略